

令和7年度東京都北区立明桜中学校経営計画

令和7年4月1日
北区立明桜中学校長
菊池 修一

【日本国憲法】



- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【教育基本法】



- 第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【学校教育法】



- 第30条の2 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

【東京都教育委員会の教育目標】



東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育を重視する。

(平成13年1月11日東京都教育委員会決定)

〔参考〕 [東京都教育基本振興計画「東京都教育ビジョン（第5次）」](#)



『すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び育つために』



【北区教育委員会の教育目標】



「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。

地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

(平成22年1月28日決定)

〔参考〕 [「北区教育ビジョン2024」](#)



[「北区子どもの権利と幸せに関する条例」](#)



【本校の学校教育目標】

人格の完成と平和的で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な生徒の育成を目指して、次のように教育目標を定める。

- わかる
- 考える
- 実践する

<学校経営のスローガン>

明桜中から豊島に

「あいさつ」を広げる

- あ… 明るい笑顔
- い… 一生懸命な姿勢
- さ… 支える仲間
- つ… つながる気持ち

祝 ご入学・ご進学
おめでとうございます
明桜中から豊島に
「あいさつ」を広げる

「あ」明るい笑顔 「い」一生懸命な姿勢 「さ」支える仲間 「つ」つながる気持ち

明桜中学校
ホームページ



1 目指す学校

生徒、保護者にとって安心・安全な学校を基盤として、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた人間の育成を目指し、学校の教育目標の具現化を図るため、以下の「目指す学校像」、「育てたい生徒像」、「求める教師像」を掲げ学校経営を推進する。

目指す学校像

- 地域の教育機関との連携して生徒に確かな学力を育成する学校
- 誰一人取り残さず、笑顔あふれる学校
- 保護者・地域の期待に応え、信頼される学校

育てたい生徒像

- 自分の目標に向け、努力を怠らずまい進し、生涯にわたって学び続ける生徒
- 他者への思いやりと感謝の気持ちをもち、仲間の支えとともに成長しようとする生徒
- 学校と地域を愛し、社会の担い手として自らが貢献し、進んで行動できる生徒

求める教師像

- 生徒理解に努め、主体的・対話的で深い学びの実現に向け自己研鑽に励む教師
- 生徒に寄り添い、可能性を引き出し、愛情をもって共に成長する教師
- 教育公務員として法令を遵守し、自覚と責任をもって職務遂行に当たる教師

2 中期的目標と方策

- (1) 確かな学力の習得と生徒の主体的・対話的で深い学びの実現
- (2) 誰一人取り残さない、組織的な生活指導の充実と安全管理の徹底
- (3) 人権教育と道徳科を要とした教育活動を展開した豊かな心の醸成
- (4) 地域と協働した開かれた学校づくりの推進

(1) 確かな学力の習得と生徒の主体的・対話的で深い学びの実現

- 教育活動全体を通して人権尊重の教育を推進し、校内における望ましい言語環境の整備に努め、自ら進んで挨拶ができ丁寧な言葉づかいで感謝の言葉を素直に表現できる生徒を育成する。
- 「確かな学力の習得と生徒の主体的・対話的で深い学びの実現」のため、各教科等において生徒の実態や実情に応じて、絶えず指導方法の見直し改善を図る。
- 情報活用能力の育成に向け、一人1台学習者用端末「きたコン」の活用の推進と学習習慣の確立するとともに基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図り、学力を向上させる。
- 「北区基礎・基本定着度調査」等の学力調査の結果を分析し、生徒の実態を把握するとともに、日々の授業改善につなげる。
- 北区学校ファミリー構想の理念に基づき、地域の子どもは地域で育てることを念頭に、9年間の義務教育を一貫した教育を域内の4つの小学校と展開する。その中で、小学校・中学校のそれぞれの良さや文化を理解し、異なる校種の教員をリスペクトし合える雰囲気醸成する。
- 出前授業や部活動体験入学など、学区域内にある高等学校等の教育資源を最大限した教育を展開する。

(2) 誰一人取り残さない、組織的な生活指導の充実と安全管理の徹底

- 「いじめは重大な人権侵害である」との認識に立ち、全教職員による組織的な指導体制のもと「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- 学校いじめ基本方針を年度初めに全教職員が理解するとともに保護者に対して説明し、確実な取組を行う。
- いじめや不登校の未然防止を図るため、WEBQ Uや生活アンケートの結果を効果的に活用し、学級経営の充実を図る。
- 不登校生徒へのきめの細やかな支援を図るため、校内別室指導員事業や不登校巡回教員配置事業等を活用し、対象生徒や保護者に寄り添った支援を進める。
- 飲酒や喫煙等の触法行為や悪質ないたずら等に関しては、王子警察署生活安全課少年係に早い段階から相談するなど外部関係諸機関と連携し課題解決に当たる。
- 地震や豪雨等の自然災害等の不測の事態に備え、生徒の安全管理や危機管理のために校内体制や危機管理対応マニュアルを適宜見直すとともに、生徒自らが安全や地域防災への意識を高めさせるため「防災ノート ～災害と安全～（東京都）」などを活用した安全・防災教育の充実を図る。
- コロナ禍で、マスク着用が生徒にとって日常になってしまった傾向もあるが、熱中症等生命に危機を及ぼすことが想定されるため、部活動も含め体育的活動時にはマスクを外させる指導を行う。なお、配慮が必要な生徒に関しては保護者も含め丁寧な情報交換を行い対応する。
- 生徒会本部役員を中心として生徒の積極的な参画による学校生活の改善を図り、生徒一人一人の意見を尊重する教育を進め、生徒に地域社会への参画意識を醸成させる。

(3) 人権教育と道徳科を要とした教育活動を展開した豊かな心の醸成

- 教育活動全体を通して人権教育の精神を念頭に、生徒の呼称や掲示物への配慮、男女参画社会の推進など、生徒がお互いの良さを認め共生していく社会の担い手になるよう指導を進める。
- 道徳科の授業を要とした道徳教育の全体教育に基づき、教育活動全体を通して道徳的な判断力、心情、態度等を育成し、思いやりの心や自他の生命を大切にする心を育て、実践できる生徒を育成する。
- 生徒会活動や部活動等において、地域の行事等でのボランティアや演奏披露等の活動を計画的に行い、ボランティア精神の寛容を図るとともに生徒自らが地域貢献、参画に対する意識を高め、地域を支える存在となるよう働き掛けを行う。
- 各教科等における体験的な学習を意図的・計画的に実施することにより生徒の豊かな感性や創造力を高める。
- 保健体育科における学習や部活動の積極的参加を推奨し、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育成する。
- 年間を通じた計画的な保健指導と食育の推進を通して、心身の健康の保持増進や望ましい食生活の形成に向けた意識の向上を図る。

(4) 地域と協働した開かれた学校づくりの推進

- 豊島地区の2大行事である「かっぱまつり」及び「豊島大運動会」への生徒ボランティア活動を推奨し、生徒たちが地域に支えられていることを認識させるとともに豊島の地域を愛着をもち、社会貢献の意識を醸成させる。
- 明桜中サブファミリーの4小学校で同時に開催するアスレチックチャレンジ（小学生陸上記録会）を本校校庭で行い、中学生生徒の大会補助などを通して、小学生に中学校への期待を育む。

- 学区域内にある都立高校、私立高校及び王子警察署・王子消防署等の公共施設とさらさらなる連携・協働していく。
- 土曜日授業における授業公開を充実させるとともに、学校ホームページ、学校だより、学校配信システム“tetoru”等を活用し、地域の広告塔として保護者や地域に対して積極的な情報発信に努める。

3 令和7年度の重点目標と方策

【柱1】地域の教育機関と連携して生徒に確かな学力を育成する学校

（1）確かな学力の習得と生徒の主体的・対話的で深い学びの実現

【教務部・進路学習部・生活指導部・研究推進委員会】

- ① 学期に1回程度、教員間でお互いの授業を参観する機会及び情報交換の設定
- ② 学習指導力に関する目標及び取組の進行管理を自己申告の機会確実に実施
- ③ 本校1校目の若手教員に対する学期に2回程度のOJT研修の機会の設定
- ④ 令和8年度からの「明桜中スタンダード(仮称)」の創設に向けた準備

（2）ファミリーの小学校との連携強化、小中一貫教育の推進

【教務部・進路学習部・研究推進委員会・小中一貫教育推進委員会】

- ① 国語・算数数学・社会・理科・外国語・体育・実技・道徳・特別支援教育・養護の分科会設定と合同研究組織の設置
- ② 夏季休業中に学力向上部会を設置し、学力調査の合同分析会の実施
- ③ 年間3回のファミリーの日の確実な実施
(第1回明桜中、第2回王一小・としま若葉小、第3回明桜中に小6児童を招き中学校教員がTTで参加、指導案検討会の実施)
- ④ 4小学校合同でのアスレチックチャレンジ(小6 連合記録会)を本校校庭で開催(10/20)
(陸上部等の生徒がボランティア参加)
- ⑤ 中3生徒等を出身小学校に派遣し、小学6年児童に語る機会の設定(2/18)

（3）近隣の高等学校との連携強化 【教務部・進路学習部・研究推進委員会】

- ① 都立飛鳥高、東京成徳高、駿台学園高等の近隣高等学校等の先生をお招きして、中3生徒に対して上級学校について話を聞く会の設定
- ② 中P連主催の「進路フェア」への参加の奨励と高等学校への動機付け
- ③ 都立飛鳥高や東京成徳高への部活動体験参加などの取組の積極的広報

（4）人権教育を視点とした校内研究の継承 【進路学習部・研究推進委員会】

- ① 人権教育の研究の継承（生徒の呼称、掲示物、男女参画社会等の推進）
- ② 人権教育プログラムの内容の理解と各教科等での計画的実施
- ③ 人権課題「子供」、「障害者」、「外国人」の重点化
- ④ 道徳科を要とした道徳教育の推進

【重点とする内容項目】「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」、
「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」

【柱2】誰一人取り残さず、笑顔あふれる学校

（1）「北区子どもの権利と幸せに関する条例」の趣旨を目指した学校経営 【生活指導部】

- ①毎朝の登校時のあいさつ指導等を通して、生徒が教員に話しやすい雰囲気構築
- ②生徒会本部役員と専門委員会委員長の生徒と校長との意見交換の定期的実施
- ③本条例の趣旨を生徒及び教員が理解する機会として出前授業の実施

（2）「ふれあい月間」「WEBQU」等を通じた生徒の悩みの把握と個別支援

【生活指導部・校内支援委員会】

- ①「ふれあい月間」の生活アンケートを通し、生徒一人一人の悩みの把握と個別支援の組織的構築
- ②年2回のWEBQUを学年及び特別支援委員会等での共有と組織的対応の強化
- ③自分の悩みや考えを信頼できる大人に発信することの大切さの指導（SOSの出し方）の徹底、各種相談窓口等の定期的な広報
- ④生徒の変化・気付き強化週間を長期休業明けや連休明けに設定（5月・9月・1月）

（3）いじめの未然防止、早期発見、早期対応の強化

【生活指導部・いじめ防止推進委員会・校内支援委員会】

- ①生活指導部会や特別支援委員会等での積極的共有と情報の一元管理
- ②教職員が生徒の変化の気付きのアンテナを高めるため管理職からの定期的な情報発信
- ③いじめ発覚時の組織的対応と解消に向けた指導と被害生徒の見守り
- ④学校いじめ基本方針と重大事態への対応の教職員の理解の徹底、保護者への啓発
- ⑤区事業「アンガーマネジメント教育」の実施と成果の検証

（4）不登校生徒とその保護者への支援 【生活指導部・校内支援委員会】

- ①特別支援委員会での情報共有と支援及び解決に向けたシステムの構築と取組強化
- ②校内別室指導支援員及び不登校巡回教員等の活用による総合的支援体制の確立
- ③不登校生徒への定期的な面談や個別対応の実施
- ④不登校生徒と教員との効果的な学習支援の在り方の模索（きたコンの活用）

（5）特別支援教育とインクルーシブ教育の推進 【校内支援委員会・研究推進委員会・日本語学級】

- ①特別支援委員会の毎週開催と情報共有の効率化
- ②通常の学級との交流及び共同学習のさらなる充実と保護者等への公開
- ③昨年度までの「学校におけるインクルージョンに関する交流及び共同学習拡充支援事業」を受けての効果的実践
- ④日本語学級設置校として様々な国籍をルーツにもつ生徒の理解と国際理解教育の推進

（6）生活指導上の諸課題の解決に向けた、外部関係諸機関との連携 【生活指導部】

- ①生徒の触法行為や他校間トラブル等における王子警察署との連携
- ②家庭環境による生徒の虐待やヤングケアラーの疑い等における児童相談所や子ども家庭支援センター等との連携
- ③特別な支援を要する生徒の進学に向けた王子特別支援学校や都立飛鳥高校等との連携
- ④生活指導の諸課題の未然防止のため、外部関係諸機関の出前授業の模索

（7）学校における働き方改革等のさらなる推進 【教務部・経営支援部】

- ①定時退庁日の毎月1回以上の設定と夏季休暇を含め日単位の休暇の計画的取得の推奨
- ②教員一人ひとりの健康保持の実現（アウトリーチ型相談事業の活用）

【柱3】保護者・地域に信頼され、その期待に応える学校

（1）地域の広告塔としての学校の教育活動の積極的な広報 【経営支援部】

- ①学校ホームページの積極的更新(明桜中ブログの週3回以上の更新)
- ②宿泊行事での活動状況の効果的配信
(学校ホームページや学校配信システム“tetoru”の活用)
- ③学校配信システム“tetoru”により「学校だより」等学校配布物の電子配信とペーパーレス化の徹底と保護者会や三者面談等の保護者回答の電子化(Googleフォーム)の推進
※なお、学校だよりや学年だより等、手に取りお読みいただきたい文書は電子配信と合わせ印刷物配布を継続する
- ④正門前掲示板の定期的な貼り替えと地域町会長等への学校だより等の配布
- ⑤学校に隣接する住民に対して学校教育への理解を得るため、行事前での広報活動
- ⑥学校評価(保護者及び地域)を年2回実施(8月及び12月)し、PDCAによる学校経営の見直し改善の徹底

（2）地域と小中学校の一層の連携構築 【経営支援部・地域交流推進委員会・小中一貫教育推進委員会】

- ①青少年地区委員会主催の6校連絡会での情報共有と地域の子どもの健全育成の強化
- ②豊島地区の伝統行事「カップ祭り(5/18日)」、「豊島大運動会(11/9日)」への積極的な参加の推奨を通し地域愛の育成
- ③明桜中S F小学校の6年生児童が中学校に一堂に介しての「アスレチックチャレンジ」への陸上部生徒の運営補助として参加や小学6年生児童への中学校紹介の実施

（3）教職員のサービスの厳正の確実な徹底 【教務部・経営支援部・研究推進委員会】

- ①サービス事故根絶のため定期的なサービス研修の実施(クリアデスクの徹底)
- ②事例研究を年2回以上開催し、教員が自分事として捉える機会の設定
- ③自己申告の面接等を活用し、サービス厳正の指導の強化